

【検診機関用】胃がん検診のためのチェックリスト

	実施検診機関数	
	H22	H23
1. 撮影の精度管理		
(1) 検診項目は、問診及び胃部X線検査を行っているか	3	3
(2) 問診は現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しているか	3	3
(3) 撮影機器の種類(直接・間接・DR撮影、イメージ・インテンシファイア(I. I.)方式等)を明らかにしているか。原則として間接撮影で、10×10cm以上のフィルムでI. I.方式とする。	3	3
(4) 撮影枚数は最低7枚としているか	3	3
(5) 撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとしているか(※2)	2	3
(6) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に※意しているか	3	3
(7) 撮影技師は撮影に関する日本消化器がん検診学会の研修を修了し、同学会の認定取得を目標としているか	3	3
2. 読影の精度管理		
(1) 読影に従事する医師について、読影に関する日本消化器がん検診学会の研修を修了し、同学会の認定取得を目標としているか	3	3
(2) 読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行っているか(うち一人は日本消化器がん検診学会認定医とする)	2	2
(3) 2名の医師の読影結果に応じて過去に撮影したX線写真と比較読影しているか	2	2
(4) X線写真は少なくとも3年間は保存しているか	3	3

※1 本チェックリストは「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」一部改正(平成18年3月通達)に基づき作成した

※2 新・撮影法・変法、直接撮影法、DR(Digital Radiography)及びFPD(Flat Panel Detector)による撮影法は、日本消化器がん検診学会発行、新・胃 X線撮影法(間接・直接)ガイドライン(2005)を参照

調査実施機関

(財)長野県健康づくり事業団、(財)中部公衆医学研究所、長野県厚生農業協同組合連合会